平成２１年（フ）第１４８６号
神戸市兵庫区中道通６丁目１番６号ハイツ如月303号
債務者　末次　　豊
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１５０１号
神戸市北区北五葉３丁目８番29―402号
債務者　森　　康郎
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１５２０号
神戸市中央区北野町３丁目９番５号劉文化１階
債務者　平出　節子
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１５３９号
神戸市須磨区大池町３丁目１番34―201号
債務者　岩本幸大こと　李　　幸大
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第８６号
兵庫県洲本市物部１丁目15番30号谷住宅Ｄ号
債務者　野口　和重
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２１年（フ）第２９６号
佐賀県伊万里市脇田町1070番地
債務者　松本　昭徳
1　決定年月日時　平成21年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第３０３号
佐賀県杵島郡大町町大字大町5280番地10―２
債務者　川岡　紀雄
1　決定年月日時　平成21年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第３１４号
佐賀県嬉野市嬉野町大字吉田丁2948番地１
債務者　宮崎　初代
1　決定年月日時　平成21年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第３１５号
佐賀県伊万里市東山代町浦川内5097番地114
債務者　福田アツ子
1　決定年月日時　平成21年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第３１７号
佐賀県西松浦郡有田町戸杓丙521番地１
債務者　佐藤　安男
1　決定年月日時　平成21年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第３１８号
佐賀県西松浦郡有田町戸杓丙521番地１
債務者　佐藤登志美
1　決定年月日時　平成21年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第９８号
長崎県島原市下宮町甲2417番地
債務者　林田　光子
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２１年（フ）第１０４号
長崎県島原市有明町湯江甲1155番地
債務者　浦田　理恵
1　決定年月日時　平成21年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２１年（フ）第１０５号
長崎県島原市有明町湯江丙830番地
債務者　荒木れい子
1　決定年月日時　平成21年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２１年（フ）第１１６３号
北九州市八幡西区大字野面1508番地３―１棟102号
債務者　重松　亮子
1　決定年月日時　平成21年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１１８４号
北九州市小倉北区高坊１丁目５番６―401号
債務者　野中　智子（旧姓小野）
1　決定年月日時　平成21年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１２３４号
北九州市小倉北区片野２丁目４番18―202号
債務者　辻野　　玄
1　決定年月日時　平成21年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１２４０号
福岡県遠賀郡芦屋町幸町１番35号
債務者　平岡　大介
1　決定年月日時　平成21年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部